

2007年8月24日

埼玉県知事 上田 清司 様

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議
議長 畑井 喜四郎

埼玉県職員組合
執行委員長 戸谷 和男

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長代理 竹下 里志

2007 年度再任用制度の運用に関する要求書

日ごろ、県職員・教職員の賃金等労働条件の確保のための業務ご苦労様です。

このたび、県当局は、特定の幹部職員の再任用について、管理的部門に格付ける運用変更の提案を地公労共闘会議に行いました。

そもそも再任用制度は、年金の65歳支給への改悪にともない退職者の生活保障と経験活用を目的として地公労交渉を経て2002年度より実施となりました。地公労共闘会議は、再任用制度について退職者の生活を保障するとともに新規採用者の枠等年齢バランスを考慮し、活力ある職場づくりを進める観点から 希望者全員の任用 在職者の平均賃金水準保障 定数外 経験活用 在職職員に準じた有給の休暇等の保障の5原則を要求しました。

しかし、当時、県当局は、再任用は新たな任用として位置づけ管理的部門を予定しないことを理由に地公労共闘会議の行政職5級～6級の格付けの要求を受け入れず、4級格付けとし、定数内としました。

退職した職員が意欲を持って職務に専念し、年齢バランスと再任用者の経験活用を有効に行うためには、現行の行政4級の格付けと定数外とする改善こそが先決です。

私たち県職員・教職員は、再任用制度は、年金制度の改悪により定年退職後の年金支給額を一定期間補填し、安心して生活を営めるようにし、安心して業務に専念できる体制の整備と再任用職員を含めてのチームワークの向上が第一と考えます。

つきましては、下記のとおり要求します。

記

- 1 次の点の改善を優先的に行うこと。
 - (1) 行政職4級に格付けること。他の職種も同様の水準とすること。
 - (2) 再任用者は、定数外として扱うこと。
- 2 今回の運用変更の提案は撤回すること。

2007年8月24日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫 様

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議
議長 畑井 喜四郎

埼玉県職員組合
執行委員長 戸谷 和男

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長代理 竹下 里志

2007 年度再任用制度の運用に関する要求書

日ごろ、県職員・教職員の賃金等労働条件の確保のための業務ご苦労様です。

このたび、県当局は、特定の幹部職員の再任用について、管理的部門に格付ける運用変更の提案を地公労共闘会議に行いました。

そもそも再任用制度は、年金の65歳支給への改悪にともない退職者の生活保障と経験活用を目的として地公労交渉を経て2002年度より実施となりました。地公労共闘会議は、再任用制度について退職者の生活を保障するとともに新規採用者の枠等年齢バランスを考慮し、活力ある職場づくりを進める観点から 希望者全員の任用 在職者の平均賃金水準保障 定数外 経験活用 在職職員に準じた有給の休暇等の保障の5原則を要求しました。

しかし、当時、県当局は、再任用は新たな任用として位置づけ管理的部門を予定しないことを理由に地公労共闘会議の行政職5級～6級の格付けの要求を受け入れず、4級格付けとし、定数内としました。

退職した職員が意欲を持って職務に専念し、年齢バランスと再任用者の経験活用を有効に行うためには、現行の行政4級の格付けと定数外とする改善こそが先決です。

私たち県職員・教職員は、再任用制度は、年金制度の改悪により定年退職後の年金支給額を一定期間補填し、安心して生活を営めるようにし、安心して業務に専念できる体制の整備と再任用職員を含めてのチームワークの向上が第一と考えます。

つきましては、下記のとおり要求します。

記

- 1 次の点の改善を優先的に行うこと。
 - (1) 行政職4級に格付けること。他の職種も同様の水準とすること。
 - (2) 再任用者は、定数外として扱うこと。
- 2 今回の運用変更の提案は撤回すること。